区連会 6 月定例会説明資料 令 和 6 年 6 月 2 1 日 港北消防署総務・予防課

住宅用火災警報器の一斉点検の推進について(ご依頼)

日頃から、地域における防火防災にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、住宅火災発生時の被害軽減に有効とされている「住宅用火災警報器」ですが、平成23年の設置義務化から、今年で13年が経過し、現在設置されている住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

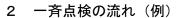
定期的な点検と10年を目安とした本体交換を促進するため、防災訓練等の機会に「住宅用火災警報器の一斉点検」の取組の推進についてご検討いただくようお願い申し上げます。

1 依頼事項

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

「住宅用火災警報器の一斉点検」の実施についてご検討をお願いします。



- (1) 防災訓練の前後など、点検日時を決定し、掲示板等により周知します。 (別添参照)
- (2) 点検日時が決定したら、港北消防署に事前連絡します。
- (3) 点検日当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。 ※ 上記は、あくまで例ですので、お気軽に滞北消防署にご相談ください。

3 一斉点検のメリット

防災訓練の日に消防署と連携して、地域で一斉に住宅用火災警報器を鳴動させることで、 火事と勘違いされる心配がありません。

4 その他

- (1) チラシ (別添) については、メールによるデータの提供が可能です。
- (2) 住宅用火災警報器は高所に設置されている場合が多いため、傘などの長い棒を使って 点検ボタンを押すなど、安全には留意してください。
- (3) 消防職員による高齢者宅への住宅用火災警報器の取付け支援や住宅防災診断等を実施していますので、是非ご活用ください。
- (4) ご不明な点は、下記担当までお気軽にご相談ください。

担当:港北消防署総務·予防課予防係

岩崎、<u>金井</u>、山本

電話:045 (546) 0119

メール: sy-kouhoku-yobou@city. yokohama. jp

住宅用火災警報器を *O月O日()O時から* スムなで点接します!

住宅用火災警報器の義務設置から今年で13年が経過します。 電池等の寿命は、約10年です。

気付かないうちに電池が切れているかもしれません。 「音を鳴らすと近所に火事と勘違いされないか?」と心配 される方もいることから、○○自治会全体で下記日時に 一斉に点検を実施します。

※ご自分で点検してください

港北消防署と○○自治会と事前に調整済みですので安心して点検してください。

※点検した際、器具の不具合や高齢者世帯のため器具を 取り付けられない場合には・・・

港北消防署総務・予防課 045(546) 0119 にご相談ください。



点検日時:令和6年〇月〇日()

0:00 ~ 0:00

点検方法



ボタンを押します

ひもを引っ張ります

長い棒などで押します

- ・点検の際は、安定 した足場を確保し、 転倒や転落等に注意 してください。
- ・状況によっては、 長傘や棒でテストボ タンを押すなど安全 に注意し点検しま しょう!

- ・器具が正常な場合には、「音声」や「警報音」が鳴ります。
- ・何も反応しない
- ・設置から10年以上経過している



新しいものに交換しましょう!

〇〇自治会